

各 生活衛生同業組合理事長 様

(公財) 三重県生活衛生営業指導センター  
理事長 油屋 藤夫  
(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染症に関する融資制度のご案内

当指導センターの業務運営につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少し資金繰りが厳しい企業が多いかと思えます。

日本政策金融公庫においては、現在、別添のと通りの新型コロナウイルス感染症に関する融資制度があります。

その中の一つである「生活衛生改善貸付（衛経融資）」は、原則として、県知事から委嘱を受けた貴組合内の**経営特別相談員**が審査をします。貸付当初3年間は、**実質無利子**になる本制度は、最も低利であり上手な活用をお勧めします。また、既に利用し、返済中であるが、コロナの影響が長期化しているため、約定通りの返済が厳しく、**返済額の減額等**のご希望者もおられることと思えます。

公庫融資に関するご相談ご希望者は、(公財) 三重県生活衛生営業指導センター (059-225-4181) <担当：岩田>までお気軽にご連絡ください。

#### <参考>

#### ～新型コロナウイルス感染症に関する融資制度のご案内～ 衛経貸付（新型コロナウイルス感染症関連）

お使いみち：設備資金・運転資金	(令和3年6月1日現在)
融資限度額：1,000万円	(別枠)
利率(年)：当初3年間	0.31% (別枠の1,000万円以内)。
4年目以降	1.21% (注) 当初3年間の利率部分は、実質無利子になります。
ご返済期間：【設備資金】	10年以内 (うち据置期間4年間以内)
【運転資金】	7年以内 (うち据置期間3年間以内)

#### 借入資格(抜粋)

- (1) 営業許可等を受けている**小規模事業者**(個人・法人)であること。
- (2) 原則として**6ヵ月以上**、生衛同業組合等の経営指導員か経営特別相談員による経営指導を受けていること。
- (3) **1年以上**同じ地区で同一事業を営んでいること。
- (4) 所得税等の税金を**全て完納**していること。
- (5) 常時使用する従業員(会社の場合の役員並びに個人の場合3親等以内の家族従業員、パート、アルバイト除く)が**5人**(旅館業及び興行場営業については、**20人**)以下の会社又は個人。

# 生活衛生関係の事業を営む皆さまへ

## ～ 新型コロナウイルス感染症に関する融資制度のご案内 ～

### ○生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

ご利用いただける方	生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方 1 最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して、5%以上減少している方 2 業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 （1）過去3ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高 （2）令和元年12月の売上高 （3）令和元年10月から12月の平均売上高	
お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金（注3）	
融資限度額	8,000万円（別枠）	
利率（年）（注1、2）	【6,000万円以内（注4）】当初3年間：0.36%、4年目以降：1.26%【6,000万円超】1.26%	
ご返済期間	【設備資金】20年以内（うち据置期間5年以内）【運転資金】15年以内（うち据置期間5年以内）	
お申込に必要な書類	振興計画認定の組合員の方	左記以外の方であって設備資金をご利用の方
	振興計画認定組合の長（組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。）が発行する「振興事業に係る資金証明書」	都道府県知事の「推せん書」（借入申込金額が500万円以下の場合には不要です。）

### ○生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス感染症関連）

ご利用いただける方	生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている、生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方であって、次の1および2のいずれにも該当する方 1 生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して、5%以上減少しているまたはこれと同様の状況にある方
お使いみち	設備資金および運転資金
融資限度額	1,000万円（別枠）
利率（年）（注1）	当初3年間：0.31%（別枠の1,000万円以内）（注5）、4年目以降：1.21%
ご返済期間	【設備資金】10年以内（うち据置期間4年以内）【運転資金】7年以内（うち据置期間3年以内）

### ○新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方であって、次の1および2のいずれにも該当する方 1 次のいずれかに該当し、かつ、今後も売上高減少が見込まれること （1）最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少していること （2）業歴3ヵ月以上1年未満の場合は、最近1ヵ月の売上高が過去3ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の売上高の平均額に比較して10%以上減少していること 2 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること
お使いみち	一時的な業況悪化により支障を来している生活衛生関係事業者の経営を安定させるために必要な運転資金
融資限度額	【旅館業】3,000万円（別枠）【飲食店営業および喫茶店営業】1,000万円（別枠）
利率（年）（注6）	2.06%（振興計画認定の組合員の方は、1.16%）
ご返済期間	7年以内（うち据置期間2年以内）
お申込に必要な書類	「新型コロナウイルス感染症の発生による影響に関する確認資料」のほかに、振興計画認定の組合員の方については、振興計画認定組合の長（組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。）が発行する「振興事業に係る資金証明書」
その他	振興事業促進支援融資制度は適用できません。

（注1）令和3年4月1日時点で適用される利率です（ご返済期間5年の場合）。

（注2）ご返済期間によって異なる利率が適用されます。

（注3）本貸付において組合員以外の方の運転資金は、既存融資（生活衛生貸付）のお借換を含む場合のみのお取扱いとなります。

（注4）一部の対象者については、当初3年間（6,000万円以内）の利率部分に対して、中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間が実質無利子となります。

（注5）当初3年間（別枠1,000万円以内）に適用される利率の適用限度額は、新型コロナウイルス感染症特別貸付における当初3年間（6,000万円以内）に適用される適用限度額に含まれます。また、一部の対象者については、当初3年間（1,000万円以内）の利率部分に対して、中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間が実質無利子となります。

（注6）令和3年4月1日時点で適用される利率です（無担保、ご返済期間5年の場合）。また、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。



**日本政策金融公庫**  
国民生活事業